

三産建発第172号
令和7年3月5日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三島町長 矢澤 源成

市町村名 (市町村コード)	三島町 (07444)
地域名 (地域内農業集落名)	川井地区 (第4区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月9日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域全体の高齢化や中山間地域といった条件不利地域であることから、担い手の確保や後継者が不足、更には離農に伴う耕作放棄地の増加と鳥獣被害(特にイノシシ)により営農継続が困難な状況となっている。

中心経営体が農地を集積し耕作する面積よりも、農地所有者は農地を貸出又は売買したいとの意向が多いため、今後どのような手法で農地を維持していくのか、現在営農している農地を荒廃させずに次世代の担い手の確保と育成を図り、農地を守っていくかが課題となっている。

【地域の基礎的データ】

農業者:12名(うち50歳代以下1名)、農林業センサス4名、認定農業者1名(法人)、認定新規就農者2名

主な作物:水稻、そば、かすみ草 等

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状の農地の維持を基本目標とし、農地条件や農作業等を鑑みて規模拡大に意欲的な法人等の担い手確保、農地中間管理事業の活用、農地の集積と集約化による農作業の効率化を図る。生産作物については、水稻やそば等の作付けを継続し、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、経営所得安定対策を活用しながら農地の維持に務める。

また、個人の小規模耕作者も集落の担い手として耕作を続け、規模縮小や離農の意向が示された場合には、農地を集積意欲のある者へ貸し付ける。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.75 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.75 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の認定農用地区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
町農業委員会と連携を密にし、農地中間管理機構を通じて認定農業者や経営規模拡大を希望する農業者へ農地の集積や集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域内の農地の貸し借りは、原則として農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえながら効率的な営農につながる農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点では基盤整備事業を活用する予定はないが、地域や耕作者の意向を踏まえて多面的機能支払交付金を活用し、農道や水路等の簡易的な整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の担い手を中心検討を進めていく。また、地域外からの認定新規就農者の受け入れや就農支援等を行うことについて協議又は検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
遊休農地化の拡大を防止するため、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金に該当する農地については、組織と調整のうえ取り組みを推進する。また、農業機械(トラクター・コンバイン等)の老朽化に伴い耕作できない農地については、農家が法人等の担い手に対して農作業委託を行い、農地の荒廃を防止する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①ツキノワグマやイノシシ等による鳥獣被害を軽減するために、電気柵等の設置や追い払い花火を活用しながら被害の防止を図る。

⑦多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払の事業を活用し、適切な農地や農道又は水路、保全管理等による維持管理を図る。